

第 33 期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

事業活動方針

船橋市福祉サービス公社は、設立以来30年にわたり船橋市の在宅福祉サービスの中核を担うものとして事業を行っております。

令和8年度においても、介護保険法や障害者総合支援法に基づく在宅福祉サービスのほか、船橋市からの受託事業を主要な事業として位置づけ、船橋市民の在宅福祉の増進に寄与してまいります。

加えて、専門職による個別の相談のほか、講座等を開催し、在宅福祉サービス等の支援を必要とする市民が孤立することなく不安や悩みを解消し、元気で安心した日常生活が送れるよう支援を行います。

また、市民の自主的な参加と協力により、家事支援や生活援助、傾聴のボランティアの育成を図り、高齢者、障害者、妊産婦や育児を行う家族等に派遣してまいります。

今後も少子・高齢化の進行により、福祉サービスの需要が増大する一方で、介護人材など福祉の担い手確保は一段と厳しさを増していくことが予測されます。

令和8年度は、令和6年度に策定した「中期経営計画（令和6年度～8年度）」の3年目として目標達成を目指し、事業に取り組んでまいります。

事業内容

I 相談・支援サービス事業、人材育成・研修事業、調査研究事業、普及啓発事業

1. 相談・支援サービス事業

介護支援専門員、介護福祉士等の有資格者が、在宅介護の悩みや不安などを抱える市民等からの相談に応じ、行政・医療福祉関係事業者等と連携をとりながら、介護者等の悩みや不安の軽減を図ります。

2. 人材育成・研修事業

(1) 聴覚障害者支援者養成事業（令和7・8年度継続事業）

聴覚または音声言語に機能障害があるため、「手話」によって意思疎通や情報を確保する聴覚障害者等に「手話通訳者」を、「文字」によって意思疎通や情報を確保する聴覚障害者等に「要約筆記者」を派遣する体制を整えるため、「手話通訳者養成講座」と「要約筆記者養成講座」を実施します。

なお、「要約筆記者養成講座」については、令和7年度に引き続きパソコンでの

要約筆記者養成のカリキュラムにより実施します。

また、手話通訳者養成講座を受講するための準備講座として、聴覚障害者等との手話によるコミュニケーション能力を習得するための「手話奉仕員養成講座」を実施します。

講座名	講座数
手話通訳者養成講座	1 コース (全 35 回)
要約筆記者養成講座	1 コース (全 27 回)
手話奉仕員養成講座	1 コース (全 27 回)

(2) 聞こえのサポーター養成事業

「聞こえづらい」とはどのようなことかを理解し、筆談等によるコミュニケーションの取り方や、交流や支援の方法を学び、身近な地域の中で聞こえに悩む方をサポートするための「聞こえのサポーター講座」を実施します。

講座名	講座数
聞こえのサポーター講座	1 コース (全 4 回)

(3) 船橋市介護に関する入門的研修実施事業

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に携わる上での基本的な知識や技術について研修を行う「介護に関する入門的研修」を実施します。

研修修了後には、受講者の就労促進を目的として、介護事業所への就労相談会及び施設見学を実施します。

講座名	講座数
Aコース (基礎講座 3 時間)	2 回 (各 1 日)
Bコース (基礎講座 3 時間 + 入門講座 18 時間)	2 回 (各 5 日)

(4) 在宅介護実習生等の受入

介護職員を目指す実習生を受け入れ、在宅福祉サービスへの理解を深める体験を通じて、介護職員の人材の育成に協力します。

また、介護支援専門員の実務研修のカリキュラムに位置付けられている実習生を受け入れ、ケアマネジメント実務の見学・観察を通して、実践的な介護支援専門員の育成に協力します。

3. 調査研究事業

(1) 高齢者実態把握事業

船橋市が実施する「船橋市健康スケール」の未返送者等に対し、公社の訪問介護員等が個別に訪問し、生活状況を把握する事業を実施します。

この訪問調査により、援助が必要にもかかわらず必要な支援が得られていない可能性がある高齢者を把握し、地域包括支援センターの支援に繋げていきます。

調査件数	2,200 件
------	---------

(2) 介護認定訪問調査事業

千葉県知事から指定を受けた市町村事務受託法人として、介護保険の要介護・要支援認定申請のうち、新規申請と要支援認定から要介護認定への新規申請、区分変更、更新申請等に係る介護認定訪問調査を実施します。

調査件数	4,000 件
------	---------

4. 普及啓発事業

(1) 在宅福祉サービスの紹介

公社で実施している在宅福祉サービス事業や船橋市の福祉施策等について、パンフレットを配布するとともに、在宅福祉に関する講座、講習会等の案内について、市広報紙、ミニコミ誌への掲載や公社ホームページにより広く市民にお知らせします。

(2) 講師派遣事業

公社主催の講座のほか、行政、福祉関係団体、地域団体等からの依頼に基づき、地域の社会資源の活用や介護予防等に関する講座に、介護支援専門員、介護福祉士、管理栄養士等の職員を講師として派遣します。

(3) 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人とその家族をサポートできるよう「認知症サポーター養成講座」を実施します。また、市からの依頼に基づき、地域や企業等へ公社職員を講師として派遣します。

講座名	講座数
認知症サポーター養成講座（公社主催）	2 回

(4) 家族のための介護教室

在宅で要介護者を支える家族等を対象に、介護に関する正しい知識と実践的な技術を学ぶ機会を提供することを目的として、福祉サービスの利用方法や制度の理解を促進するとともに、要介護者、介護者双方に安全で、身体的・精神的負担の少ない介護技術の習得を支援します。

また、介護者自身の健康維持と生活の質の向上を重視し、アロマセラピーや介護美容等を取り入れた心身のリフレッシュにつながる講座を開催することにより、介護者が健康で生き生きとした生活を送りながら、在宅介護を継続できる環境づくりを目指します。

講座名	講座数
家族のための介護教室	7 回

## (5) 児童向け福祉講座

小・中学校からの依頼に基づき、職員や障害者自身を講師として派遣し、子どもたちに福祉の大切さや地域で生活する高齢者や障害者等に対する理解を深めるために、児童向け福祉講座を実施します。

また、将来就く職業の選択肢の一つとなることを目的として、福祉の職場に関心のある児童等を受け入れ、福祉の仕事を体験する機会を提供します。

## II 高齢者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

### 1. シニアピア・傾聴ボランティア事業

同世代の高齢者が向かい合い、支え合う「ふれあいケア」を推進するため、元気な高齢者を「傾聴ボランティア員」として育成する養成講座を実施します。

養成した「傾聴ボランティア員」を、悩みや不安、寂しさを抱える高齢者宅等に派遣し、高齢者の話に耳を傾けることにより「心のケア」を図ります。

また、昔の写真や道具などから昔の自分を思い出し語り合う「回想法」を学んだ「傾聴ボランティア員」を、地域などからの要望により派遣し、心の安定や脳の活性化を図ります。

講座名	実施回数
シニアピア・傾聴ボランティア員養成講座	1 コース (全7回)
スキルアップ講座	1 コース (全1回) 1 コース (全2回)
フォローアップ講座	3回
リフレッシュ研修	1回
全体交流会	1回
つどい	4回

### 2. 居宅介護支援事業

#### (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

介護保険利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送れるよう、介護支援専門員による居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に沿った適切なサービスが提供されるようサービス事業所等との連絡・調整及び関係機関との連携を図ります。

#### (2) 若年がん患者への支援

船橋市からの受託事業として、若年がん患者の在宅療養を支える居宅サービス計画を作成する事業を実施します。

### 3. 訪問介護事業

介護保険利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、ケアプランに従って訪問介護計画を作成し、入浴、排泄、食事等の身体介護のほか、日常生活に必要な生活援助等の介護サービスを実施します。

### 4. ひとり暮らし高齢者軽度生活援助員派遣事業

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯が日常生活を営むのに必要な軽易な援助を行うため、「軽度生活援助員」説明会を実施します。

登録した援助員を、利用者の心身・生活状況などに合わせ派遣します。

講座名	実施回数
登録説明会	34回
現任者研修	2回

### 5. ファミリー・サポート・センター事業（介護）

市民の参加と協力による相互援助活動を担う「協力会員」の育成を図り、高齢者を介護している家族又は高齢者本人からの要望により高齢者宅等に協力会員を派遣するとともに、生活援助に関する相互援助活動を実施するための調整や助言を行います。

講座名	実施回数
入会説明会	20回
現任者研修	1回
交流会	3回
会員講座	1回

### 6. 生活・介護支援サポーター事業

元気な高齢者の生きがいづくりの場の提供と地域や介護現場における人材不足の解消を側面から支援することを目的として、ボランティアを行う意欲のある60歳以上の方を対象に、「生活・介護支援サポーター養成研修」を実施します。

また、養成した「生活・介護支援サポーター」を高齢者宅や介護施設等介護施設等に生活介助や介護従事者の補助作業を行うために派遣します。

講座名	実施回数
生活・介護支援サポーター養成研修	2コース（各4回）
現任者研修	1回
交流会	1回

## 7. やすらぎ支援員訪問事業

認知症のある高齢者を在宅で介護している家族が、休息や外出ができるように、家族の代わりに認知症のある高齢者の話し相手や見守り等を行う「やすらぎ支援員」を派遣します。

講座名	実施回数
現任者研修	1回

## 8. 高齢者等食の自立支援配食サービス事業

身体機能の低下や疾病等により、食事づくりが困難なひとり暮らし高齢者や身体障害者等に、公社が選定した配食業者から、栄養バランスの取れた食事や病状に応じた各種制限食を提供します。食事の配達に合わせて安否や体調変化の確認を行い、安否が確認できない場合には、遠方の家族や親族への連絡を行います。

また、「栄養管理サービス」として希望者には、定期的に管理栄養士が訪問や電話等により疾病状態や食事内容を伺い、個々の状態に最も適した食事プランの提案等を行います。

## 9. 緊急一時支援事業

ひとり暮らし高齢者もしくは高齢者のみ世帯の方で、日常的には支援を必要としない方の急な体調変化や怪我等の緊急時に「支援員」を派遣することで、住み慣れた地域で安心して生活できるサービスを提供します。

また、継続的な支援が必要と考えられる方には介護保険等の各種サービスに繋げる相談及び助言を行います。

## 10. 一般介護予防事業

高齢者を対象として、認知症予防に有効な知識を提供し、それを身につけることで、認知症の予防または発症を遅らせることを目的とした講座を実施します。

講座名	講座数
一般介護予防講座	1コース(全5回)

## 11. 東老人福祉センター指定管理事業

令和7年度から11年度までの「船橋市東老人福祉センター」の指定管理業務を引き続き実施します。

「健康の増進・教養の向上・仲間づくり・生きがいつくり」に資するサービスを提供し、高齢者の地域での孤立感・孤独感の解消と閉じこもり防止に努めます。

「健康の増進・教養の向上」のため、生活相談や健康相談などの相談事業のほか、介護予防につながる教養講座や介護予防に効果のあるレクリエーション講座、軽スポーツ・健康体操を実施します。

また、「仲間づくり・生きがいつくり」のため、利用者が運営するクラブ活動への支援や、交流促進のためのイベントを実施します。

### Ⅲ 障害者と家族の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

#### 1. 障害福祉サービス事業

##### (1) 居宅介護事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業として、身体障害者(児)や知的障害者(児)、精神障害者、難病患者等が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、重度訪問介護として入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の家事援助を行います。

##### (2) 同行援護事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業として、視覚障害者が外出する際に、移動時の誘導や周囲の状況説明、代読や代筆などの視覚情報に関わる支援を行います。

##### (3) 相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望する障害者等が在宅において、その人らしい生活が実現できるよう、相談支援専門員によってサービス等利用計画を作成するとともに、その計画に沿った適切なサービスが提供されるように障害福祉サービス事業者等との連絡・調整及び関係機関との連携を図ります。

#### 2. 移動支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、精神障害者や知的障害者(児)、脳性まひ等全身性障害者(児)が、社会生活を営むうえで必要な外出や余暇活動等の社会参加をするための外出及び通学通所の送迎の支援を行います。

#### 3. 聴覚障害者支援（設置・派遣）事業

聴覚または音声言語の機能障害があるため、「手話」や「文字」によって意思疎通や情報を確保する聴覚障害者の社会参加を支援するために、「手話通訳者」及び「要約筆記者」を配置し、聴覚障害者やその家族等からの相談業務や情報提供、派遣に関する調整及び公的機関等の関係機関との仲介や調整を行います。

また、聴覚障害者が病院や公的機関等を利用する際に「手話通訳者」や「要約筆記者」を派遣します。

#### 4. 聴覚障害者支援事業（有償サービス）

「聴覚障害者支援（設置・派遣）事業」と連携・調整を図り、聴覚または音声言語の機能障害があるため、「手話」や「文字」によって意思疎通や情報を確保する聴覚障害者等に対して、船橋市が規定する派遣要件以外の日常生活上の社会参加を支援します。

また、聴覚障害者等と円滑な意思疎通を必要としている企業や団体等に対し「手話通訳者」や「要約筆記者」を派遣します。

#### 5. 中途失聴者・難聴者手話講習事業

聴力低下が見られる中途失聴者・難聴者やその家族に対して「聞こえに不便を感じている人の手話講習会」を実施し、コミュニケーションの確保と仲間との交流、社会参加の促進を図ります。

講座名	講座数
聞こえに不便を感じている人の手話講習会 (初級・中級)	2 コース (各 10 回)

### IV 児童と育児を行う親の福祉の増進を目的とする福祉サービス事業

#### 1. 在宅福祉サービス事業（さざんかホームヘルプサービス）

妊産婦や18歳以上の障害者、65歳以上の高齢者で、公的なサービスの対象ではないが、日常生活に支援が必要な方の家事等の軽減を図るため、「福祉サービス協力員」を派遣します。

講座名	実施回数
登録説明会	2 回
現任者研修	1 回

#### 2. 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育ての支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスクを未然に防ぎます。

#### 3. ファミリー・サポート・センター事業（育児）

市民の参加と協力による相互援助活動を担う「協力会員」の育成を図り、子育てに関する支援を必要としている家庭に協力会員を派遣するとともに、育児に関する相互援助活動を実施するための調整・助言を行います。

講座名	実施回数
協力会員登録説明会	7 回
ステップアップ講座	12 回
子育て講座	3 回
交流会	3 回
小児救命救急 (AED) 講習	3 回